

# コスモスだより

コスモス法律事務所

- 住 所 〒860-0081 熊本県熊本市中央区京町本丁8番28号
- 電話番号 096-351-8585
- FAX 096-351-8595



## 2016年 春にあたって

昨年は安保関連法案が反対する意見を無視したまま、政府は強行採決しました。またかつて頓挫した国民背番号制が、マイナンバーという名前で本年1月から施行されます。政府により個人のプライバシーがすべて把握されてしまうし、その情報漏洩に対する対策が充分であるとは思えません。これが預金等に拡大された時のことを思うと非常な恐怖感を憶えます。

自分には関係ない、あるいはよく判らないからでは済まされない世の中になっています。私達の身の回りに起こる様々なトラブルに適切に対応できるよう頑張ります。本年も宜しくお願ひします。

2016年2月  
コスモス法律事務所  
弁護士・事務局一同

基地と観光の沖縄

辺野古の新基地建設は日本全国民の問題であり、沖縄の将来を決める。

観光の振興こそが沖縄自立の道だ。

北岡秀郎



# 支払督促手続にご注意

弁護士 塩田直司

支払督促ということをご存じでしょうか。支払督促というのは、債権者が簡易裁判所に支払督促の申し立てを行うと、裁判所書記官が簡単な書類審査だけで、相手方である債務者に対して支払いの命令を出してくれるものです。

通常の訴訟と異なり、権利を証明する証拠を提出する必要もありませんし、法廷も開かれず、当然裁判に出席する必要もありません。郵送による申立もできるので、裁判所に行く必要すらなく、書式に従って申立書を作成するだけで裁判所の命令が得られるものです。しかも、裁判所に納付する収入印紙も、通常の民事訴訟の半分で良いことになっています。このように、簡易な手続きで、素早く、少ない費用で支払い命令が得られ、強制執行を行うこともできるものです。

ところが、法務省のホームページでも注意が呼びかけられていますが、架空請求にこの支払督促を悪用する事例があるとのことです。証拠も提出しないですむために、裁判所は架空請求を見破ることはできないのです。これまで、架空請求は無視して構わない、下手に相手にしない方がいいということを言ってきましたが、しかし、裁判所から来た文書については無視してはなりません。支払督促を例にとれば、支払督促を受領して2週間以内に異議申立がない場合には、仮執行宣言付支払督促の申立ができ、これにより強制執行が可能になるのです。

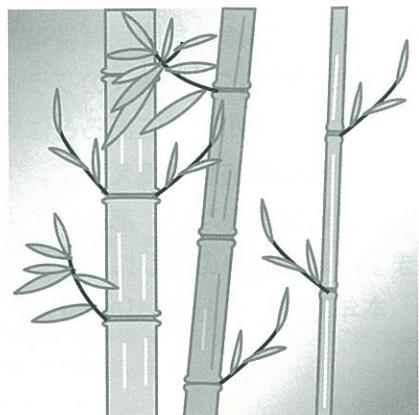
支払督促については、通常の判決と異なり、既判力というものがないため、事後において裁判において争うことができます。具体的には請求異議という裁判を起こし、仮執行宣言付支払督促の執行力を争うことができるのですが、強制執行自体を停止するには請求額の何割かに相当する金額を担保として供託しなければなりません。そうしなければ強制執行を止めることができませんので、多大な不利益を受

けることになるのです。

裁判所から支払督促という文書が来た場合には、それが身に覚えのないものだと思っても、単なる架空請求だと考えずに、直ちに弁護士に相談されることをお勧めします。

また最近、支払督促を別人が受領して債務名義を取得したという事案がありました。郵便局に対して、いつ頃配達するか事前に聞いて、その時間に玄関先で待っていたと思われます。裁判所から送達される支払督促や訴状、判決など重要なものは特別送達という方式で送られてくるものについて、第三者が本人になりすまし受領することは犯罪行為にも該当することになる行為です。しかし、特別送達が現状のような手順でよいのか、厳格な本人確認などの手續が郵便局に求められるのではないかと思うような事案でした。なお、この事案では、破産の申立をしていたために、裁判所に破産法24条に基づく強制執行の中止命令を出していただき、ことなきを得ましたが、もし破産の申立をしていないような場合であれば、多額の担保を積まなければ強制執行を止めることはできませんでした。

支払督促は注意を要します。





## 自動振替を巡る会話

弁護士 塩田直司

A 当社のお客様で自動振替ができなくなつて、4年後たまたま預金口座に1000円があつたので、これを振り替えました。その後も支払がないので、その1年半後に残元金の請求をしたところ、お客様から支払をしないと言われたのです。どうしたものでしようか？

B その方の主張はどういうことですか？

A 5年の商事消滅時効が完成しているから、消滅時効が完成しているというものです。

B なるほど、4年後に振り替えられた1000円は債務の承認にはならないという主張ですね。債務の承認というのは、時効の利益を受ける当事者が、時効によって権利を失う者に対して、その権利が存在していることを知っている旨を表示することであると言われているからですね。

A しかし、予め自動振替の契約をしている以上、自動振替をされた時点で債務の承認があつたと考えることはできないでしようか。

B 自動振替の委託契約をするときに包括的に含まれているという考え方だと思いますが、自動振替の時期において明確な債務の認識を求めるることは困難だと思いますので、その都度、債務の承認があつたと考えるのは少し無理だと思います。

A しかし、自動振替が債務の承認にならないとすると、例えば住宅ローンなどの長期のローンの時に、その都度債務承認などの手続きを取らないといけなくなり不都合は生じませんか？

例えばですよ、契約後4年間は自動振替ができるで、その後支払がなくなったので、支払がなくなった1年経過後に残金請求の裁判を起こした時にも商事消滅時効の主張が出てくることにはなりませんか？また時効の効果は遡りますので、自動振替で支払つてもらつたお金も返せと言われることにはなりませんか。

B その心配はないと思います。そのような弁済の場合には、自動振替日が弁済期日となっていると思われ、期限が到来していないので、時効の中止自体が問題になることはありません。ただし、支払がなくなり期限の利益喪失の約定により一括請求がなされる事態になった時には、その時から消滅時効は進行すると考えられます。ご指摘のような場合には、期限の利益を失つてから1年しか経っていませんので、未だ消滅時効は完成していないと思われます。

また、既に自動振替で支払われた部分については、支払により債務が消滅していますので、時効の進行自体がないということになると思います。ですから、返せという主張は成り立たないと思います。

A 最初にお尋ねした事案の場合には、1000円の自動振替が債務の承認にはならないとすると、自動振替ができなくなった時に期限の利益を喪失しているので、5年半後の請求の時には、消滅時効が完成しているということになるのですか。

B 結論としては消滅時効が完成していると思います。

A それでは債権者としてはどのようにしておいたらいいのでしょうか。

B 債権者としては、自動振替で債務の承認があつたと考えないで債権の管理をする必要があると思います。最初のお尋ねの場合には自動振替ができなかつた時に期限の利益を失いますから、その時から商事消滅時効完成する前の5年以内に債務の承認となる債務者本人との返済についての合意の締結、あるいは裁判等の提起など時効中断の手続を取るべきでしょう。

A ありがとうございました。今後注意します。



# 再婚禁止規定に対する違憲判決

弁護士 矢澤利典

## 1 はじめに

昨年12月16日、最高裁判所大法廷で、女性に対して6ヶ月間の再婚禁止期間を定める規定（以下「本規定」といいます。）が憲法に違反しているのか否か、注目の判決が出されました。

## 2. 裁判の概要

訴えた女性は、本規定が、憲法14条1項（法の下の平等の規定）及び24条2項（両性の平等の規定）に違反すると主張し、本規定を改めなかつたことが違法として国家賠償を求めました。

## 3. 判決内容

判決では、男女で区別をする立法目的の合理性と、区別内容の合理性という二つの観点から判断がなされました。

まず、「立法目的」は、女性の再婚後に生まれた子につき父性推定の重複を避ける点にあるとして合理性を認めました。他方、「区別内容」については、現行の父性推定による重複は100日の禁止期間を設ければ避けられること、検査技術の発達、（晩婚化や離婚件数・再婚件数の増加など）再婚への制約を緩める要請の存在などの観点から、100日超過部分は、合理性を欠いた過剰な制約であり、憲法14条1項、憲法24条2項に違反すると判断しました。

もっとも、国家賠償請求については、再婚禁止期間の改廃をしない事を違法ではないと判断した平成7年の最高裁判決の存在などを理由として、本件でも違法性はないとして否定しました。

## 4. 雑感

このように、最高裁は、100日以内の規制については合憲とし、100日を超える規制については違憲としました。

再婚禁止期間そのものを違憲とはしませんでしたが、判決が指摘する、①禁止期間を全て撤廃すれば父性推定の重複によって、子がその確定まで不安定な立

場に置かれること、②女性に子が生まれないことが生物学上確実であるなど父性推定の重複を回避する必要がないことが明らかな場合に禁止規定の適用を除外する運用も許されることなどを考えると、このような結論も理解できなくはありません。

しかし、①女性の婚姻の自由という重要性を考えれば、父性推定の重複の問題が生じるのはごく少数であることが明らかとなっているところ、そのような例外的事情のため、制限の必要ない女性も含めて一律に禁止することは過剰な制約といえること、②父が定まらない子の利益は、行政サービスの拡充を含めた施策で守るべきと思いますので、私自身は100日以内であっても制約は違憲であると考えます。本判決でも、複数の裁判官から同様の意見が出されています。今後の、社会内や国会内での活発な議論が待たれるところです。

また、国家賠償についても、DNA検査の発達が社会に認識されて久しいこと、平成8年の法務大臣の諮問機関が再婚禁止期間の短縮を盛り込んだ民法改正案を答申していること、国連の委員会からも繰り返し本件規定の廃止勧告等がされていることなどを考えると、国会にとって本規定（少なくとも100日を超える部分）が違憲であることが明らかであるので、賠償を認めるべきだった思います。ただ、これを認めると、同種の紛争が頻発する恐れがあります。裁判所はこれを避けたいという、隠れた政治的思惑も多少あったのかもしれません。

なお、この判決が出されたのと同じ日、同じ大法廷において、夫婦同姓を義務づける規定について憲法に反しないという判決が出されています。紙面の都合で省略しますが、こちらも、我が国の家族や夫婦のあり方に関わる重要な判決ですので、別の機会に触れられればと思っています。



# 賃貸とローン

弁護士 金子明真

毎月家賃を払って賃貸物件に住むか、ローンを組んで、毎月家賃程度の返済をして、家を所有するか、どちらがよいのでしょうか。

どうせ家賃を払い続けるなら、最終的に自宅を資産として所有できるローンの方が有利ではないか、賃料がもったいない、という意見を耳にすることがあります。

しかし、どちらにもメリット・デメリットがあり、それらを理解したうえで、現在の自分の状況と照らしてどちらが適当かを冷静に判断する必要があるよう思います。特にローンの負担を軽視すべきではありません。

賃貸物件の場合とローンで持ち家を所有する場合のメリット・デメリットをおおまかに整理すると次のようにになります。

## ■賃貸物件

### <メリット>

- ・老朽化、家族構成、仕事など、状況に応じて引越しして対応できる
- ・固定資産税がかからない

### <デメリット>

- ・ずっと家賃を払い続けなければならない

## ■ローンで持ち家

### <メリット>

- ・自宅を資産として所有できる。売ることも可能
- ・基本的には賃貸の場合より間取りは広い
- ・ローンを返し終わればあとは維持費のみ

### <デメリット>

- ・定住が基本
- ・固定資産税がかかる
- ・ローンという負債

よく比較されるのは、どちらが金銭的なメリットがあるか、居住のメリットがあるかというところです。しかし、ローンを組むということの意味を十分に理解し検討してもらいたいと考えています。

ローン。つまりは借金です。数千万の借金を一挙に背負うこととなります。家計が苦しくなってきたときのリスクを考えると、ローンはとても恐ろしいものです。

賃貸物件の場合、家計が苦しくなり家賃が払えないならば、引っ越ししたり実家へ帰るなどするという方法

もなくはないでしょう。負担から免れる方法がなくはない。

しかし持ち家の場合、実家へ帰ったところでローンからは免れません。返済するまでは追いかけてくるのです。配偶者や親族の方が連帯保証人となっている場合、その方も返済の法的責任を負うこととなります。

・・・不況で収入状況が変わり、家計が苦しくなり、ローンの返済は滞り、持ち家が競売で売却され、それでも数千万数百万の負債が残り、返済できないため破産する・・・という事例も現にあります。少なくありません。

このように、収入が安定しなくなったときの不利益がとても大きい、というところを十分に理解しておく必要があると思います。

とはいっても、収入が安定していてローンの返済ができる場合には、ローンを組んで自宅を所有することには多くのメリットがあるのは事実です。ただ、生活が苦しくなった場合のリスクの部分について十分な検討をする必要があるように思います。

もう一つ、慎重に検討して欲しい事例があります。

相続税対策のための賃貸アパートを建てる、というものです。

更地に賃貸物件を立てると、土地の評価額がぐっと下がるため、このような提案がされることが多いです。

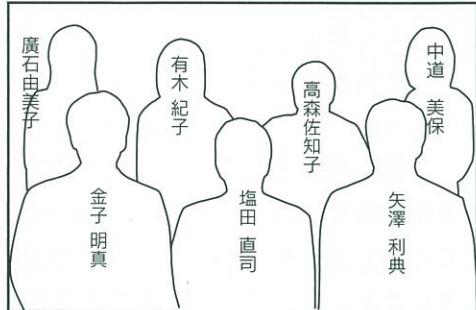
しかし賃貸アパート経営は楽ではありません。賃貸管理には家賃滞納問題、用法違反、設備管理、苦情処理、修繕、明け渡しなどかなりの負担が伴います。

また、賃貸アパートを建てて一度貸してしまうと、数十年はその土地はそのまま固定化する可能性が高くなります。別の用途でその土地を使おうと思っても簡単には実現しません。

このように、相続税対策だからといって安易に賃貸アパートを建ててしまうと、失敗してしまうことがあります。

相続税対策、節税の視点も必要ですが、まずはその土地をどう利用したいか、というところが肝です。それをまず十分検討した上で、税金の問題を考えるという順序が正しいように思います。

## どうぞよろしく お願い申し上げます。



### ● 事務員 有木 紀子 ●

うちには12歳の犬がいます。人間だと70才代ですが、本当に素直で無垢な目をしています。人間もこんな偏見のない目で相手の心を見ることができたらいいですね。民族、宗教、言語も度外視して。昨年、留学中の長女を訪ねてフランスに行きました。ツアーではないので食事もチケットも自力調達。あちこちで現地の方達に接すると、自分はマイノリティだと感じることしきり。勿論テロは絶対に許せませんが、昨年末のテロもそんな鬱積を抱えた人達が起こしたのでしょうか。どうか今年は、難民の問題がテロと混同して扱われることがありませんように。

### ● 事務員 高森佐知子 ●

新年早々風邪をひいてしまい、年始の業務開始日から三日連続でお休みを頂きました。回復が遅く、職場へ負担を掛けてしまった事に、20代後半までは多少の風邪（発熱）で仕事を休むなんて事は無かつたのに…、と落ち込みました。これから40代50代と楽しく過ごせるように、体力・気力アップの為に、アウトドアな趣味でも始めようかと思っています。インドアな趣味ばかりで、休日はお尻に根っこが生えたように、座椅子から動かない日々を過ごしています。これでは、駄目だなあと、反省から始まる一年になりました。

### ● 事務員 中道 美保 ●

かなり久しぶりに、裁判所まで歩いてみました。徒歩のときは、階段や路地を通り近道を歩きます。階段を上っていくと、紅葉したもみじや銀杏がわずかに残っていて、もっと歩くと南天や、雪柳。階段を下り路地に入していくと、水仙や、さざんか。風も心地よく、鳥のさえずりも聞こえたりして、歌でもひねってみたい気分になりました。そこで一句。大銀杏・・・んー もみじの葉・・・えーとー さざんかの・・・ さざんかの・・・、ひねり出すことはできませんでしたが、心が和みました。

### ● 事務員 幸石由美子 ●

ここ2、3年、とくに冬場は咳が止まらなくなります。風邪だろうと放っておいたら、冬の間ずっと咳き込んでいる状態でした。風邪がなかなか治らない体になったと思っていたら、その原因がやっと昨年判明したのです。PM2.5が原因のアレルギーでした。なるほど、どうりでここ数年調子が悪かったのだと納得しました。でも、大気の問題となると克服は難しそうです。しばらくの間、冬季はマスクに頼るしかなさそうです。娘は最近ランニングを習い始めました。からだ作りのために私も運動でもはじめてみようかと思います。

## コスモス法律事務所

- 住所／〒860-0081 熊本県熊本市中央区京町本丁8番28号
- 電話番号／096-351-8585 ●FAX番号／096-351-8595
- 執務時間／月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
- 電話受付時間／月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時（但し、FAXは24時間受付）
- 備考／ご相談の際は、必ず電話での予約をお願いします。
- ホームページ <http://www.cosmos-law.com/>